

「【注記・附属明細書等】その他の表示の取扱い」に係る検討

71. 一時借入金に関する情報

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	<p>【基準モデル】</p> <p>37.これらの財務書類の注記については、『制度研究会報告書』（第245段落以降を参照）の時点以降の状況変化等に対応し、次の項目を追加するので留意されたい。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)単体CFの注記として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方公共団体財政健全化法」という）における①実質赤字比率（2条1項1号参照）の算定に必要とされる事項（形式収支から除外する繰上充用額、標準財政規模等）、②連結実質赤字比率（2条1項2号参照）の算定に必要とされる事項（連結形式収支から除外する繰上充用額、公営事業会計における資金不足額その他、同号イからニまでに掲げる額）、③実質公債費比率（同法2条1項3号参照）の算定に必要とされる事項（元利償還金、準元利償還金、交付税措置算入公債費等）を追加する。また、一時借入金の限度額及び利子も注記として付記する。</p> <p>IV. 資金収支計算書の作成要領 5.注記 (1)一時借入金に関する情報</p> <p>461.一時借入金の借入限度額は、決算統計 93 表 18 行(3)列の金額とする。</p> <p>462.一時借入金利子の金額は、決算統計 14 表 11 行(1)列の金額とする。</p>

○課題・論点

- ・特になし。

○論点整理の考え方

- ・多額の一時借入れの実施や利子の支払いは、結果的に地方公共団体の財政悪化の要因になる可能性があることから、新地方公会計モデルにおいて注記を求めているものである。
- ・これらの情報の重要性や有用性が変わるものではないため、引き続き注記を行うことが望ましいのではないかと。

○基準の方向性

- ・資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）に次の事項を注記する。
 - ・一時借入金の増減額が含まれていない旨
 - ・一時借入金の限度額及び利子の金額

○留意点

- ・大阪府では以下のような一時借入金の月別実績を示しているが、有用性や実務負担も踏まえた検討が必要ではないか。

【例】平成23年度大阪府財務諸表（注記）

（4）一時借入金の実績額等

月別		借入現在高	
		百万円	
平成23年	4月末現在	30,000	
	5月末現在	30,000	
	6月末現在	30,000	
	7月末現在	30,000	
	8月末現在	30,000	
	9月末現在	30,000	
	10月末現在	30,000	
	11月末現在	30,000	
	12月末現在	30,000	
	平成24年	1月末現在	30,000
		2月末現在	30,000
		3月末現在	0

73. 所有外資産

○「中間とりまとめ」における記述

- ・なお、所有している固定資産のみならず、所有していない固定資産についても、負担金の拠出で対応しているような場合には、当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性があることにも留意すべきである。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>・特になし。</p>	<p>【改訂モデル】</p> <p>I. 貸借対照表の作成要領 [注記]</p> <p>1. 他団体及び民間への支出金により形成された資産</p> <p>336. 昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額とする。</p> <p>337. 用地取得費以外は償却計算を行うものとする。なお、用地取得費が不明な場合は、用地取得費がゼロであるものとする。</p> <p>338. 償却計算の方法、耐用年数等については、有形固定資産と同様とする。</p> <p><上の支出金に充当された財源></p> <p>① 国県補助金等</p> <p>339. 昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費のうち他団体等に対する補助金・負担金等に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額とする。</p> <p>340. 用地取得費に充てられたことが明らかな国庫支出金及び県支出金以外は償却を行うものとする。</p> <p>② 地方債</p> <p>341. 公共資産等整備一般財源等の計上において算定された他団体公共資産整備財源分の地方債残高とする。</p> <p>③ 一般財源等</p> <p>342. 「他団体及び民間への支出金により形成された資産計－国県補助金等」により算出された額とする。</p>

※ 「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」に関する Q&A

問 1-2 土地改良事業では施設の完成後、市町村へ行政財産の無償譲渡を行うが、当該財産は都道府県の固定資産から除却するのか。この場合に、当該事業に係る地方債をどのように取り扱えばいいのか。

答 1 「新地方公会計制度研究会報告書」第 43 及び 44 段落において、資産とは、過去の事象の結果として特定の会計主体が支配するものとされていることを踏まえ、都道府県が譲与した水路、ほ場等の土地改良財産については、市町村や土地改良区等が所有主体かつ管理主体となることから、都道府県の固定資産には含めないこととする。当該事業に係る地方債は負債に計上する。

2 なお、県の貸借対照表の注記欄における「他団体及び民間への支出金により形成された資産」「上の支出金に充当された財源」に当該資産に関する財務情報を計上する。基準モデルによる貸借対照表も総務省方式改訂モデルの注記欄を参考に、上記財務情報を注記することが望ましい。

問 1-3 都道府県が国道の新設を行った場合には、当該道路は都道府県の貸借対照表に計上するのか。

答 1 道路法第 12 条に基づき国道の新設又は改築は国土交通大臣が行うこととされているが、同条ただし書き又は同法附則に基づき、一定の国道の新設又は改築を都道府県が行うことがある。国道の新設又は改築のために取得した敷地等は、いずれの場合においても、道路法第 90 条に基づき国に帰属することとなる。

2 このことから、国土交通省の財務書類では、都道府県が新設又は改築を行った国道も含めて、国道はすべて同省の貸借対照表上に計上されている。

3 従って、都道府県の固定資産に国道は含めないこととし、県の貸借対照表の注記欄における「他団体及び民間への支出金により形成された資産」「上の支出金に充当された財源」に当該資産に関する財務情報を計上する。基準モデルによる貸借対照表も総務省方式改訂モデルの注記欄を参考に、上記財務情報を注記することが望ましい。

○課題・論点

- ・総務省方式改訂モデルにおいて注記を求め、基準モデルにおいて注記することが望ましいとされてきた対象となる補助金等を財源として整備された固定資産については、「中間とりまとめ」において指摘されている「当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性がある」ものと、民間事業者が整備する社会福祉施設のように当該資産の更新等が行われる際に、将来的に負担が発生する可能性が低いものが混在する。
- ・これらは、補助金の支給等を通じて、住民サービスの提供が行われているものではあるが、いずれも地方公共団体の所有する資産ではなく、また施設利用権のように権利を有するものでもない。
- ・一方で、これらの財源として地方債が充当されている場合には、支出額が資産計上されず、支出年度に費用処理されるため、所有外資産によって複数年度にわたり住民サービスの提供が行われているものの、地方債の償還が終了するまで負債のみが貸借対照表に計上されることとなる。
- ・台帳部会において、所有資産についての台帳整備が進んでいない現時点では、所有外資産についても台帳整備を進めることは、いたずらに地方公共団体の負担を増加させることにつながるため、早期の台帳整備を進める観点からは優先順位は低いのではないかとの意見が出ている。
- ・東京都会計基準においては、「貸借対照表には、東京都が所有する財産（換金価値のある実物財産及び法的権利）及び東京都が負担する法律上の債務だけでなく、発生主義会計に基づく「資産」及び「負債」を計上する。」とされている。

○論点整理の考え方

- ・所有資産に係る早期の台帳整備を優先すべきこと、「将来の経済的便益またはサービス提供能力が期待されるもの」ではあるが「地方公共団体が支配する資源」とは言い難いことから、資産として計上しないこととしてはどうか。
- ・一方で、自ら資産を所有せず民間事業者等に補助金等を支給して施設整備を委ねる施策を講じる地方公共団体があること、他の公的主体（国・都道府県・市区町村）への負担金の拠出により施設整備を行うとともに後年度の更新等の際にも負担金の拠出が求められる可能性があることから、それらの金額がどの程度あるのかを開示することは有用であると考えられる。
- ・ただし、台帳整備を想定した個別的な把握は困難であることから、これまでの実務で定着している総務省方式改訂モデルの手法を用い、注記として作成することとしてはどうか。

○基準の方向性

- ・所有外資産（他団体及び民間への補助金等により整備された資産）については、これまでに実務で定着している総務省方式改訂モデルの手法を用い、注記として作成する。

○留意点

- ・特になし。